

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る 実施計画の概要（補正）について

平成25年6月11日

震災後のこれまでの規制

1～4号機

- ◎原子炉等規制法64条 危険時の措置を適用
- ◎原子炉等規制法67条 報告徴収により安全確保に関する措置を適宜報告
当時はNISA指示「**中期的安全確保の考え方**」に基づく
「**施設運営計画**」を変更・改訂し、確認を受ける
また、NISA指示に基づく「**信頼性向上対策に係る実施計画**」を
「**施設運営計画**」とは別に提出
- ◎**保安規定**については、NISA指示により「施設運営計画」に対応した
第12章を申請し、認可を受ける

5, 6号機

- ◎原子炉等規制法64条 危険時の措置を適用
- ◎「中期的安全確保の考え方」に基づく「**施設運営計画**」の対象外
- ◎基本的には従前の電気事業法、原子炉等規制法の規制が継続

これからの規制

1～4号機

5, 6号機

◎ 「特定原子力施設」への指定

原子力事故が発生し、応急の措置を講じている施設を「特定原子力施設」に指定し、指定された施設に対して行われる設備の状況に応じた規制

◎ 「実施計画」を用いた審査・検査

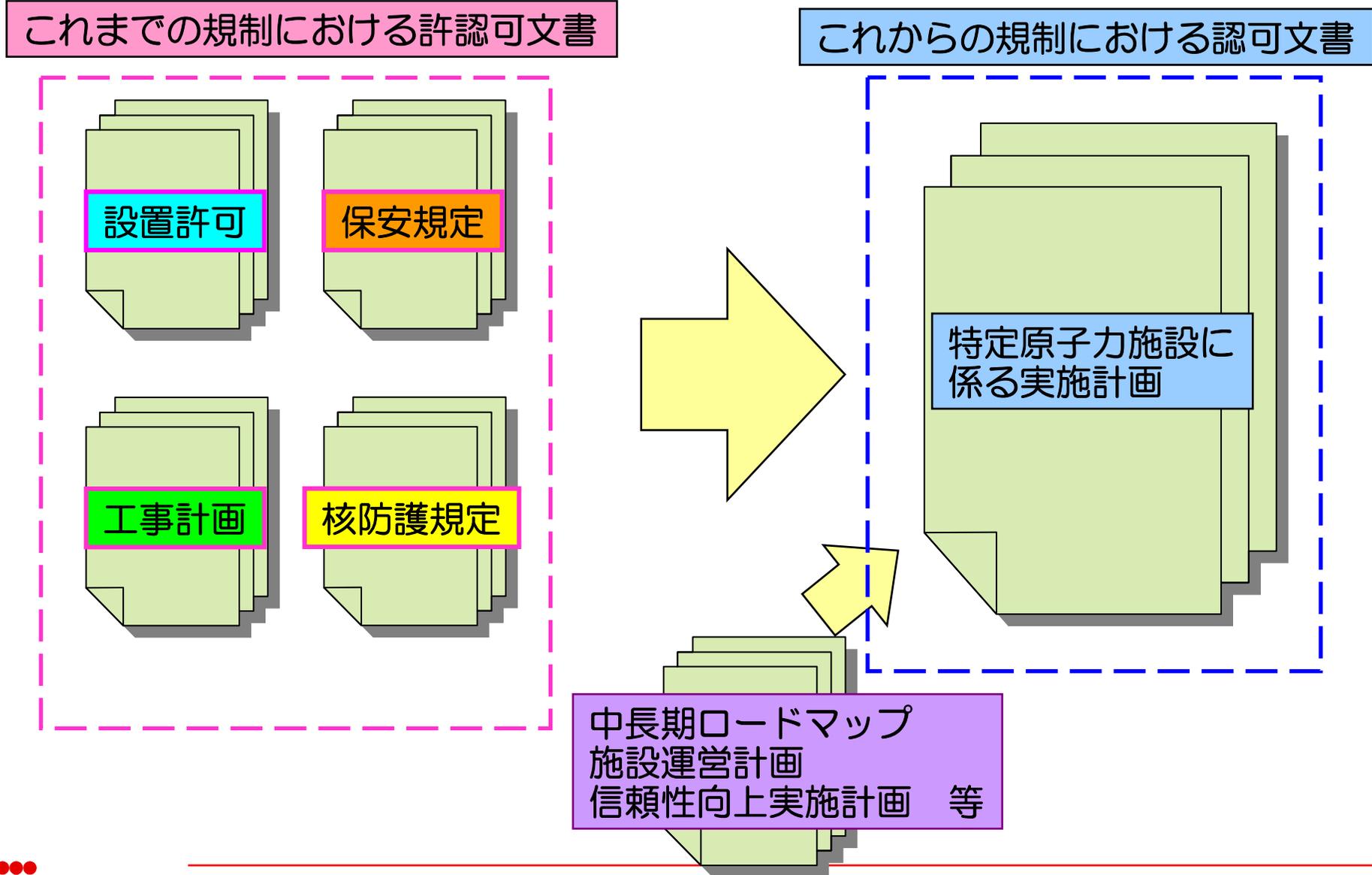
「特定原子力施設」の指定後、直ちに、「措置を講ずべき事項」が事業者を示され、当該事項に基づく「実施計画」を事業者が策定。

原子力規制委員会は、当該実施計画の妥当性を評価するとともに、実施計画に基づき、適切な対応が行われているかを検査等にて確認

5, 6号機

◎ 従来の電事法、原子炉等規制法の規制は継続するが、冷温停止を安定的に継続・維持することについては上記の「実施計画」に基づく規制に移行

「実施計画」の成り立ち



実施計画の認可までのプロセスとこれまでの審議状況

実施計画の提出（平成24年12月7日）

○特定原子力施設監視・評価検討会による審議（H25.5.31時点）

第1回(H24.12.21): 全体説明

第2回(H25.1.24) : リスク評価, 多核種除去設備

第3回(H25.2.1) : 多核種除去設備, 線量低減対策

第4回(H25.2.21) : 多核種除去設備, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性, 3号機燃料取り出しカバー, 1~4号機原子炉建屋の耐震性

第5回(H25.3.1) : 多核種除去設備, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性

第6回(H25.3.8) : 多核種除去設備, 全体工程・リスク評価, 燃料デブリ取り出し, 敷地周辺の線量評価

第7回(H25.3.29) : 停電事故

第8回(H25.4.12) : 地下貯水槽からの漏えい, 地下水流入に対する止水対策
4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性 等

第9回(H25.4.19) : 地下貯水槽からの漏えい, 汚染水処理の対応, 放射性廃棄物の処理・保管・管理計画

第10回(H25.5.17) : 多核種除去設備のホット試験, 放射性廃棄物等の処理・保管・管理計画, リスク評価, 入退域管理施設の設置, 地下貯水槽からの漏えい, 汚染水処理の対応

第11回(H25.5.24) : 多核種除去設備のホット試験, リスク評価, 地下貯水槽からの漏えい

○原子力規制庁との面談における個別指摘事項への対応

審議状況・個別指摘事項等を踏まえた**実施計画の全体補正**(準備が整った箇所から順次申請)

①H24.12.25 : 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の耐震性等の評価

②H25.1.11 : 特定原子力施設の保安について, 福島第一の組織見直しに伴う補正

③H25.2.7 : 特定核燃料物質の防護

④~⑦ H25.3.22,29,4.12,5,7 : 全体補正1~4回目

⑧H25.5.15 : 入退域管理設備の運用開始に伴う補正他

⑨H25.6.11 : 全体補正5回目

原子力規制委員会ならびに規制庁の確認・評価

実施計画の認可

各回の補正内容の例（1 / 4）

○1回目：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備

1. コンクリートモジュール解析誤り（施設運営計画）の再検証結果について実施計画に反映
→基礎の再評価を実施し全ての評価値が許容値内であり、構造仕様に変更はなし。
2. 既に申請済みの乾式貯蔵キャスク（20基）に加えて、設計が纏まった輸送貯蔵兼用キャスク（30基）に係わる安全評価を追記。
3. 乾式キャスク仮保管設備内の放射線モニタの仕様確定に伴う記載の追加。

○2回目：特定原子力施設の保安

- ・福島第一の組織見直しに伴う変更他

○3回目：特定核燃料物質の防護

- ・内容は非公開

○8回目：入退域管理設備運用開始等

1. 入退域管理棟の運用開始に伴い放射線管理・放射線廃棄物管理に関連する条文の変更ならびに記載の追加
2. 1F炉規則及び現場の運用変更に伴い、Ⅲ章「特定原子力施設の保安」の条文を変更

各回の補正内容の例 (2/4)

○全体補正(4回目～7回目, 9回目)の補正内容の分類

1. 原子力規制庁による「実施計画」と「中期的安全確保に関する施設運営計画」の記載内容との比較・審査によって、記載を充実化する事項
2. 特定原子力施設監視・評価検討会の外部有識者から記載するようご指摘のあった事項
3. 原子力規制庁との実施計画記載方針面談の結果により、実施計画の記載充実が必要と判断した事項
4. 特定原子力施設監視・評価検討会での議論やご質問への回答等を踏まえて、実施計画への記載の充実が必要と判断した事項
5. 提出後からこれまでの検討の進捗に伴い、実施計画へ反映する事項

以下、4回目補正における補正内容の例

1～3の例：リスク評価の考え方を記載

燃料デブリ取り出しに向けた作業ステップ・プロセスを記載

以前提出した報告徴収の報告書(原子炉建屋の耐震安全性評価等)の反映
放射線管理, 廃棄物管理, 異常時の対応に関する記載箇所の変更 等

4の例：多核種除去設備の安全性評価(3/12 施設運営計画の補正内容の反映) 等

5の例：4号機燃料取扱設備の構造強度及び耐震性に関する説明

各回の補正内容の例 (3/4)

〇5回目補正内容の例

3の例

- ・ 緊急時対策について、緊急時の避難指示、通信連絡手段等について記載の充実化
- ・ 火災対策について、火災検知設備・消火設備の復旧または代替措置、重要設備の火災防護対策、着火源の低減対策を検討すること等を追記
- ・ 理解促進について、理解促進に向けて情報提供する相手、内容、方法、自治体への通報連絡内容、現場公開の考え方等について明確化

〇6回目補正内容の例

3および5の例

- ・ 放射性廃棄物に関する中長期的な保管計画を追記
- ・ 今後設置する設備(3, 4号燃料取出カバー、放射性固体廃棄物等の管理施設、雑固体廃棄物焼却設備等)の設置工事における確認項目を追記

1および3の例

- ・ 水処理設備、多核種除去設備の構造強度・耐震評価の見直し、追記
- ・ 実施計画の別冊として、
「各設備の構造強度及び耐震性に関する補足説明」 を併せて提出

各回の補正内容の例 (4 / 4)

○7回目補正内容の例

4および5の例

- ・ろ過水タンク1基を濃縮塩水タンクとしての使用にあたっての記載の変更・追加
- ・輸送貯蔵兼用キャスクAに関する記載の削除
- ・敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量について、タンクの線量評価の見直し
- ・理解促進について、迅速な情報公開ならびにSC室について追記

5の例

- ・3号機原子炉建屋およびタービン建屋、廃棄物処理建屋、コントロール建屋の代表号機以外ならびに使用済燃料共用プール躯体の耐震安全性評価結果を追記

○9回目補正内容の例

3の例

- ・燃料デブリの取出し・廃炉において、現段階での2号機TIP案内管を活用した炉内調査・温度計設置作業について追記

4の例

- ・放射性固体廃棄物等の管理施設において、今後3年間の廃棄物の想定発生量と保管容量を追記